関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第一項、第八条の二第二項及び第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に改め、「オーストラリア協定」という。）」の下に「又は経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」を加え、同号ロ(1)中「運送上の理由による」を削り、同号ロ(2)中「一時蔵置又は」及び「当該貨物を送り出した者により」を削る。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

十五　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

第二十五条第二項第七号中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十五号」に、「又は第一一二号」を「、第一一二号又は第一三三号」に改める。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第三条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

十	経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定
（一）　関税率表第〇四〇四・九〇号の一の㈠及び㈡に掲げる物品のうち、砂糖を加えたもので、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇六・二〇号、第〇四〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇一・九〇号及び第二一〇六・一〇号の項で定める数量以内のものであり、かつ、カードその他これに類する形状をしたものでその一個の重量が一リットル以下の小売用容器入りのものをもととしたもの	
（二）　関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの	
（三）　関税率表第〇四〇九・〇〇号に掲げる物品	
（四）　関税率表第一六〇二・五〇号の二に掲げる物品（同号の二の㈡のAに掲げる物品にあっては米を含むもの以外のものに限るものとし、同号の二の㈡のBの(d)の口に掲げる物品にあっては単に水煮したものに限る。）	
（五）　関税率表第一九〇二・一九号の二に掲げる物品のうち、マカロニ及びスパゲッティ以外のものであり、かつ、米を含まないもので小売用の包装をしたもの（容器ともの一個の重量が三キログラム以下のものに限る。）	

附　則

この政令は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項、第五条、第三十条第一項及び第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十四　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

第四条の表第一号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第六条第三項中「及び第十号から第十二号まで」を「、第十号から第十二号まで及び第十四号」に改め、同項の表に次のように加える。

五　第一条第十四号に掲げる経済連携協定	四月	二月

附　則

（施行期日）

1　この政令は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令第一条第十四号に掲げる経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、同法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三